

現在、総合振興計画および国土利用計画の策定に向けて、市民の皆さんのご協力を頂き、さまざまな取り組みが行われています。ここでは、その主な取り組みについてご紹介します。



総合振興計画策定審議会
新井市長からの諮問により、さまざまな審議を重ねていただきます。

まちづくり市民会議



公募による15人の委員の皆さんにより、「わがまち深谷」について、真剣に議論を重ねていただきます。



グループインタビュー(高校生)の様子

グループインタビュー ボランティア活動をはじめ、産業、保健、医療、福祉、文化など、さまざまな分野で活躍されている市民の皆さんに、それぞれお集まりいただき、培われた経験を基にした貴重なご意見を頂きました。

1万人市民意識調査
1万人の市民の皆さんを対象として、大規模な意識調査を実施し、多くのかたにご協力を頂きました。

市では、このような市民の皆さんのご協力による取り組みと並行し、全職員を対象とした職員意識調査やこれらの全体調整などを図るため、委員会や部会といった会議を重ねています。
<http://www.fukaya-city-plan.com>

市民懇談会を開催します

市内の各地区を対象として、これからの深谷のまちづくりについて考える「市民懇談会」を開催します。左の日程表の通り、地区ごとに6つの会場で開催します。地区により日時および会場が異なりますので、「ご確認の上、お越しください。」

市民懇談会日程表

参加対象者	日時	会場
川本地区・花園地区に在住・在勤のかた	3月7日 午後7時～	川本公民館
藤沢地区・南地区に在住・在勤のかた	3月8日 午後7時～	藤沢公民館
幡羅地区・上柴地区に在住・在勤のかた	3月9日 午後7時～	幡羅公民館
明戸地区・大寄地区に在住・在勤のかた	3月10日 午前10時～	大寄公民館
八基地区・豊里地区に在住・在勤のかた	3月10日 午後2時～	渋沢栄一記念館
深谷地区・岡部地区に在住・在勤のかた	3月11日 午後3時～	深谷公民館

問い合わせ 企画財政課 (574 6632)へ

高齢者介護手当の申請について

市では、高齢者を在宅で介護している家族に、高齢者介護手当を支給しています。

対象者 介護保険の要介護認定で、要介護4または5と認定された65歳以上のかたを、月の20日以上在宅で介護している同居の親族のかた

支給金額 月額10,000円
申請について 申請時期は4月と10月の年2回です。平成19年4月は、平成18年10月から平成19年3月までの手当の申請月です

申請時に必要なもの 要介護4または5と認定されたかたの介護保険被保険者証、介護しているかた(同居の親族のかた)の預金通帳(振込先の確認をさせていただきます)、入院、ショートステイなどがある場合は、その期間が分かるもの(メモ書きでも可)

申請期間 4月5日～27日
問い合わせ 長寿福祉課 (574 6645)、岡部福祉健康課 (585 2214)、川本福祉健康課 (583 2532)、花園福祉健康課 (584 1123)へ

平成19年度市政モニターを募集します

あなたの声を聴かせてください!

市では、市民の皆さんからご意見をお寄せいただき、市政の参考とするとともに、市政を広くPRするため、「平成19年度市政モニター」を募集します。

市政モニターとは?

公募により選出された市民から、市政全般に関わる建設的なご意見を頂き、市政に生かす制度です。

- どんな活動をするの?
- モニター通信の提出
- アンケート調査の回答
- 行政課題の検討
- 公共施設見学やモニター会議(5回程度)

応募資格 市内に1年以上在住



市政の課題について議論を交わすモニター会議(平成18年度活動から)

の20歳以上のかた(埼玉県および深谷市の公務員は除く) 定員 30人
任期 平成19年4月～平成20年3月
問い合わせと申し込み 3月20日までに(必着)、住所、氏名、電話番号、生年月日、応募理由を記入の上、はがきまたは市ホームページから秘書室広聴係(574 6631)へ
応募者多数の場合は、地域や年齢などのバランスを考慮して選出します。結果は応募者全員にお知らせします



ご利用ください
転居・転入・転出・入学などでお忙しいかた

市役所の窓口の一部を日曜臨時開庁

3月18日
3月25日
4月1日

午前8時30分～午後5時15分
本庁舎1階及び2階の一部・教育庁舎学校教育課

開庁窓口

市役所本庁舎
1階(市民課・保険年金課・障害福祉課・長寿福祉課・児童課)
※今年から「福祉課」窓口を別棟に移すので、ご注意ください。
2階(市民税課・資産税課・収税課)

教育庁舎
2階(学校教育課)
学校教育課の業務は、小・中学校の児童・生徒の転入学の相談・受け付けとなります。相談などあるかたは、事前に電話連絡をしてください。(572-9578)
また、業務の内容により、他の機関と調整が必要なものについては、一部取り扱えない業務がありますので、ご了承ください。

市役所の窓口の一部を日曜臨時開庁します

市では、市民サービスの向上のため、転入・転出が集中する時期に合わせて、市役所窓口の一部を日曜日に臨時開庁します。開庁窓口は表の通りです。で、どうぞご利用ください。

なお、学校教育課の業務は、小・中学校の児童・生徒の転入学の相談・受け付けとなります。相談などがあるかたは、事前に学校教育課(572 9578)へ電話連絡をしてください。

開庁日	開庁窓口	業務
3月18日 25日	本庁舎	1階 市民課 年金課 保険年金課 障害福祉課 長寿福祉課 児童課
4月1日		2階 市民税課 資産税課 収税課
	教育庁舎	2階 学校教育課

今回から福祉課窓口は開庁しませんので、ご注意ください

また、業務の内容により、他の機関との調整が必要なものなど、一部取り扱えない業務がありますので、ご了承ください。問い合わせ 経営管理課 (574 6636)へ